

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

<登録を予定されている方>

ただいま受付中！

多くの事業者の方が登録申請をされています！

早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度が
始まったら、どう変わるの？

その疑問にお答えします！

インボイス制度説明会 申込受付中！

草津税務署・草津納税協会共催で説明会開催！

開催日	説明会等の内容	開催時間	事前予約 申込期限	定員	開催場所
R4.11.22(火)	①インボイス制度説明会	①14:00～14:45	R4.11.15(火)17時	35名	草津納税協会 3階 会議室 (草津税務署前)
R4.12.15(木)	②登録申請相談会	②14:45～15:00	R4.12.8(木)17時		

※ 受講には、事前予約が必要です。下記の連絡先にお問い合わせください。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催日当日、体温チェック、手指消毒、マスクの着用にご協力をお願いします。

以降、順次開催予定です。決まり次第、草津納税協会 HP(<https://www.nk-net.co.jp/kusatu/>)にてご案内いたします。

【連絡先】

草津税務署 法人課税第一部門 077-562-1315(内線 613) ※お電話いただく際は、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。

毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！

説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧ください。

説明会に関する情報

